

## 第一生命 金融庁

### 不祥事を隠し、米国企業の買収に動く それを告発した公益通報を3カ月放置

日本共産党の大門実紀史議員と「しんぶん赤旗」は、第一生命の保険金不払い問題を追及してきました。その不払い隠しを告発した関係者の公益通報を、14年8月に寄せられながら金融庁が3カ月間も放置しました。米国企業の買収を進める第一生命と、それをバックアップする金融庁が、買収に不都合な不祥事を隠そうとした疑いがあり、大門議員は、14年11月13日の参院財政金融委員会での問題を鋭く取り上げました。それが、大門質問直後の12月、金融庁と証券監視取引委員会が公益通報を受理していたことが分かりました。



2014年11月13日  
参議院財政金融委員会で質問する大門議員

### 第一生命・不払い7万件を虚偽報告 8千万円の横領事件もひた隠し

05年に生命保険会社の不払い事件が発覚し、大手10社に業務改善命令と135万件970億円についての処分が行われました。しかし、東京海上と第一生命は不払い隠しを続け、大門議員が財金委員会で繰り返し追及してきました。

第一生命は、株式市場時に推計7万件の不払い問題を解決済みとして有価証券届出書に虚偽報告していたこと、社員による8千万円の横領事件も隠したまま、米国生保のプロテクティブライフ社の買収をすすめていました。これらの問題が8月の公益通報で明らかにされていきました。

しかし、金融庁が第一生命の不払い隠しを告発した関係者の公益通報を長期間受理せず放置してきたこと、第一生命が横領事件(金融商品取引法で金融庁への報告義務がある)を金融庁に報告しなかったことなど、買収に不都合な不祥事を一体になつて隠そうとした疑いが濃厚でした。

14年11月の大門質問は、第一生命が米国の生保会社の買収を進めている点を挙げ、「不払い隠しと横領事件の確認なしに、金融庁の(買収)認可はありえない」と指摘。「買収前の現時点で、公益通報を受理すれば事実関係を調べなければならず、認可できず買収できないかもしれない。だから金融庁は、買収が終わるまで(受理を)延ばしていると思われる」と批判しました。第一生命は、これらの事実関係について「しんぶん赤旗」の取材に「回答を差し控えさせていただく」としていました。以下は大門質問の中心点です。

大門議員の「何故、これだけの時間、公益通報の受理が放置されているんでしょうか」との質問に、森金融庁監督局長は「通報の有無も含めてお答えできない」と答弁しました。そのため大門議員は次のように追及しました。

「個別にコメントできないのは分かりますけれども、勘ぐられてしまいますよ。これ今、買収の最中で、資金調達をやっていますよね。この買収が終わるまでに受理をしますと、調査しなきゃいけませんよね。不受理となりますと、アメリカ証券取引委員会に告発が上がっている、検察も動くかも知れない、後で金融庁が問われることもあるので、不受理は難しいと思っていらいっしょやと思うんですね。ところが、受理したら事実関係を調べなきゃいけない、そうすると何が分かるか分からない、認可できなくなり、買収がとまってしまう。勘ぐるわけではありませんが、買収が終わってから受理するんじゃないか、受理を延ばしていると思われても仕方ないような時間がたっている。受理しないという状況がおかしいと思いますので、速やかにすべきだという点を指摘しておきたい。麻生大臣にお聞きしたいのは、一遍ウソをついてしまおうとウソをつかなくやいけないというのが続いている気がするんですよ。いろいろ後ろ指さされないようにして海外展開やるならまだいいと思うけれども、それを置き去りにして、ごまかしているところはやっぱり正していくべきではないかと思えますが、大臣のお考えをお願いします。」

麻生国務大臣から次の答弁がありました。「保険金の支払」というものは、保険会社にとりましては最も重要な責務と思っております。おとといは東京海上の話をしてもらいましたし、いまは第一生命の話が出ていますが、様々な指摘を頂戴致しておりますので、金融庁として確認すべきところを確認するなど、必要なことはきちんとやるように事務方に指示を致したいと存じます。」

公益通報は労働者が、働く企業などやその役員・従業員の違法行為について、通報することです。通報者は、企業などから不利益を受けないよう保護されなければなりません。金融庁の「公益通報保護規則」では通報者に調査の状況や結果を「適宜」通知しなければなりません。